

## 令和6年能登半島地震災害マル経の概要（令和6年能登半島地震に伴う経営改善資金の拡充部分）

## 1 貸付対象等

	直接被害者	間接被害者
貸付対象	推薦団体が策定する「小規模事業者再建支援方針」（注1）に沿って事業を行う者であって、次のいずれかに該当するもの（注2）	
	(1) 直接被害者 令和6年能登半島地震による災害救助法の適用を受けた地域の属する都道府県内（新潟県、富山県、石川県及び福井県）に事業所を有し、かつ、次のいずれかに該当する者 ア 令和6年能登半島地震により直接の被害を受けた者であって、被害証明書等（注3）を提出できるもの（以下「地震被害者」という。） イ 令和6年能登半島地震に伴う停電等（断水等のインフラ断絶を含む。）により、在庫品又は生産・営業設備に直接の被害を受けた者（在庫品等の被害が確認できず、停電等に伴う営業停止・風評被害による売上減少のみの者を除く。以下「停電等被害者」という。）	(2) 間接被害者 直接被害者（地震被害者又は停電等被害者。大企業を含む。）の事業活動に相当程度依存している者（売上高等が相当程度減少している者に限る。）（注4）であって、被害証明書等を提出できるもの（注5）
貸付限度	1,000万円。ただし、既存の小規模事業者経営改善資金貸付（以下「一般マル経」という。）の貸付限度額2,000万円とは別枠である。また、令和6年能登半島地震特別貸付の <b>3,000万円を限度とする利率低減措置の限度額に含まれる</b> （注6）。	
貸付期間 （うち据置期間）	運転資金：7年以内（1年以内） 設備資金：10年以内（2年以内）	
貸付利率	当初3年間： <b>特利F-0.9%</b> 3年経過後：特利F	当初3年間： <b>特利F-0.5%</b> 3年経過後：特利F
資金使途	令和6年能登半島地震からの復旧により必要とする設備資金及び運転資金。ただし、停電等被害者については、停電等被害者が必要とする在庫品又は生産・営業設備の復旧資金に限る。	

（注1）地域一体となった復興支援を図っていくことを目的に、商工会・商工会議所等が被災地等の小規模企業の復旧・再建に向け策定する支援方針である。

（注2）風評被害等については、令和6年能登半島地震災害マル経の対象とならないため、留意する。

（注3）直接被害に関する証明書は、罹災証明書、被災証明書等、発行する自治体により名称が異なる。

（注4）直接被害を受けた中小事業者等（※1）に対する取引依存度が20%以上（※2）の小規模事業者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

- |  |
|--|
| 1 借入申込の直前2ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して10%以上減少した者（※3）     |
| 2 借入申込後3ヵ月の売上額又は受注額が前年同期に比して15%以上減少すると見込まれる者（※3） |

（※1）1 取引先が地震被害者であることの確認は、当該地震被害者の被害証明書等の写しの提出により確認する。ただし、被害証明書等の写しの取得が困難である場合は、当該地震被害者の事業所の所在地が、対象となる都道府県内であればよい。

2 取引先が停電等被害者との取引があることの確認は、元帳等の資料の写しの提出により確認する。ただし、元帳等の資料の写しの提出が困難である場合は、取引先企業の被害状況をヒアリングにより確認し、令和6年能登半島地震被害証明申請書に具体的に記載すればよい。

（※2）「取引依存度が20%以上」とは、売上又は仕入の総額に占める被災事業者との取引額が20%以上のものをいう（\*）。当該要件は、複数の企業と取引があり、当該取引を合計して取引依存度が20%以上となる場合も対象となる。

（\*）取引依存度の算出は、直近の決算又は被災時から起算した1年以内の期間の取引額により行う。

（※3）1 売上等の減少については、企業全体で所定の減少が確認できればよい。

2 確認については、可能な限り帳簿等の現物資料にて確認する。

(注5) 被害証明書等を発行できる機関は次のとおり。

1 経済産業局

被害証明書等の申請にあたっては、推薦団体が各経済産業局に取次ぎ、経済産業局から公庫に送付される。

2 各推薦団体

経済産業局が発行するものと同様の様式であり、令和6年能登半島地震災害マル経の場合に限り、各推薦団体が証明主体となる。被害証明書等の申請については、「令和6年能登半島地震被害証明申請書」(地震被害者の間接被害用(別添1)又は停電等被害者の間接被害用(別添2))により行う。

(注6) 令和6年能登半島地震災害マル経を適用した場合の貸付限度の考え方の事例は、次表のとおり。一般マル経とは別に1,000万円まで貸付可能であるが、一般マル経と危機対応マル経全体で3,000万円が上限となる点に留意する(次表の3参照)。

<例：令和6年能登半島地震災害マル経を適用した場合>

重複の種類	限度額
1 令和6年能登半島地震災害マル経等及び令和6年能登半島地震特別貸付の利率低減措置(3,000万円以内の部分)との重複	令和6年能登半島地震災害マル経+令和6年能登半島地震災害衛経+令和6年能登半島地震特別貸付の利率低減措置(3,000万円以内の部分) ≤ 3,000万円
2 令和6年能登半島地震災害マル経と令和6年能登半島地震災害衛経の重複	令和6年能登半島地震災害マル経+令和6年能登半島地震災害衛経 ≤ 1,000万円
3 一般マル経・衛経と令和6年能登半島地震災害マル経等と消費税貸付1等(※1)との重複	経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)+生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)+東日本災害マル経等(※2)+熊本地震災害マル経等(※3)+西日本豪雨災害マル経等(※4)+令和6年能登半島地震災害マル経等(※5)+コロナマル経等(※6)+消費税貸付1等 ≤ 3,000万円
4 一般マル経・衛経と令和6年能登半島地震災害マル経等と一般貸付との重複	経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)+生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)+東日本災害マル経等+熊本地震災害マル経等+西日本豪雨災害マル経等+令和6年能登半島地震災害マル経等+コロナマル経等+一般貸付 ≤ 4,800万円
5 一般マル経・衛経と令和6年能登半島地震災害マル経等と令和6年能登半島地震特別貸付(一般貸付の場合)との重複	経営改善資金(変経、国経、緊経及び新経を含む。)+生活衛生改善貸付(変衛経、緊衛経及び新衛経を含む。)+東日本災害マル経等+熊本地震災害マル経等+西日本豪雨災害マル経等+令和6年能登半島地震災害マル経等+コロナマル経等+一般貸付+令和6年能登半島地震特別貸付 ≤ 10,800万円

(※1) 「消費税貸付1等」とは、消費税貸付1、経営基盤貸付1、流通活性化貸付1、流通業整備貸付1、生活衛生消費税貸付1、生活衛生基盤貸付1、生活衛生活活性化貸付1及び生活衛生整備貸付1をいう(これらの貸付は、既に取扱いを終了している。)

(※2) 「東日本災害マル経等」とは、東日本大震災に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

(※3) 「熊本地震災害マル経等」とは、平成28年熊本地震に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう(令和3年3月末をもって廃止)。

(※4) 「西日本豪雨災害マル経等」とは、平成30年7月豪雨に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう(令和3年3月末をもって廃止)。

(※5) 「令和6年能登半島地震災害マル経等」とは、令和6年能登半島地震に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

(※6) 「コロナマル経等」とは、新型コロナウイルス感染症に伴う経営改善資金及び生活衛生改善貸付の拡充部分をいう。

## 2 事務取扱

### (1) 令和6年能登半島地震災害マル経の適用案件の確認

#### ア 推薦書の記入について

危機対応マル経を適用する案件については、被害証明書等の添付等を確認し、推薦書の表題横に被害の種類ごとに、次表の略号を記入する。

	略号	直接被害者等の種類	被害の種類	適用対象
1	危直	直接被害者	対象事案による直接被害者	令和6年能登半島地震災害 マル経
2	危間	間接被害者	対象事案による直接被害者と取引のある間接被害者	
3	なし	—	上記以外の者	一般マル経

#### イ 停電等被害者及び停電等間接被害者の要件確認

次表左欄の項目について、右欄の内容を確認し、その結果（該当の有無・必要金額等）について融資推薦書の特記事項欄に記載するとともに、根拠資料を融資推薦書に添付する。

なお、停電等被害者については、停電等被害者が必要とする在庫品又は生産・営業設備の復旧資金に限り対象となることに留意する。

#### (ア) 停電等被害者

項目	内容
a 停電等被害者に該当することの確認	元帳等の資料により確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する。
b 停電等被害の復旧に必要な金額の確認	元帳や見積書等の資料で在庫品等の損害額、生産・営業設備復旧に必要な金額の根拠を確認する。ただし、資料による確認ができない場合に限り、ヒアリングにより確認する。

#### (イ) 停電間接被害者

項目	内容
停電等間接被害者に該当することの確認	「令和6年能登半島地震被害証明申請書」（停電等被害者の間接被害用）（別添2）に基づき確認する。

### (2) 被害証明書等の徴求に関する特例（極めて例外的な取扱い）

令和6年能登半島地震災害マル経を適用するにあたっては、被害証明書等の確認を行ったうえで推薦を行う。ただし、発行を行う市町村等の混乱等により推薦時までに被害証明書等の確認ができない場合は、次のとおり取扱う（直接被害者（地震被害者）に限る。）。

ア 借入申込人の被害状況を確認し、被害証明書などの発行対象となることが確実である場合に限り、被害証明書等の事後提出を認める（提出できない理由、提出予定時期等について、推薦書に記載する。）。
イ 借入申込人が契約時に念書を提出することにより、被害証明書等は事後提出として貸付を行う。
ウ 前イにおいて、期限内に特段の事情もなく、後日被害証明書等の提出がない場合は、貸付日に遡って、特利Fにより計算した利息額と低減利率により計算した利息額との差額の徴求を行ったうえで令和6年能登半島地震災害マル経を適用した部分の繰上返済が必要となる。
エ 被害証明書等を事後提出とした場合の確認及び進捗管理は、公庫において実施する（公庫は推薦団体に、顧客への連絡等の協力を依頼する。）。